

# 虐待防止のための指針

ハートケアステーション・コスモス



## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

また、利用者の親族(同居、別居)による虐待に該当する次の行為を発見した場合は、その防止に努めます。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。  
また正当な理由もなく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または、利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※虐待の種類の詳細については、**別紙資料③**地域で守ろう高齢者の権利リーフレット参照

## 3. 権利擁護・高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「権利擁護・高齢者虐待防止委員会(以下 委員会)」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の所長とし、看護・介護・居宅介護支援、各セクションより担当者を選任します。

(2) 委員会は、1か月に1回開催します。

(3) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ① 事業所での虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 虐待防止に関する職員への指導
- ③ 提供する看護・介護サービスの点検及び虐待に繋がりにくい不適切なケアの改善による職員の質を高めるための取り組みに関する事
- ④ 職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関する事
- ⑤ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関する事
- ⑥ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑧ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

#### 4. 権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方

- (1)職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護 及び虐待防止を徹底します。
- (2)実施は、年 1 回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3)研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

#### 5.虐待、虐待の疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が家族及び介護者であったことが判明した場合には、厳正に対処します。
- (2)また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1)職員は利用者から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2)虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

(3)委員会は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに事業所  
所長へ報告する。所長は委員会を開催し、速やかに包括支援センター及び市町  
村に通報しなければならない。

(4)報告、解決の手順は権利擁護・高齢者虐待防止マニュアル参照

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求  
めに応じ、包括支援センターまたは市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援  
を行います。

※包括支援センターの所在については、別紙資料④参照

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1)虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について  
苦情解決責任者(所長)に報告します。

(2)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、  
当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

(3)対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する  
事項」に依るものとします。

(4)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 9. 虐待防止の指針の閲覧に関する事項

職員等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当事業所内の職員  
が自由に閲覧できる場所に設置している他、当事業所のホームページにも掲載し  
ており、いつでも自由に閲覧することができます。

## 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や  
市町村等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に  
参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図りま  
す。

## 11. 附則

この指針は、令和4年8月1日より施行する

# 虐待対応マニュアル

ハートケアステーション・コスモス



<p><b>緊急性の判断</b></p>	<p>①受付者(発見者)は、コスモス虐待防止委員会に相談 速やかに委員会が緊急性を判断する。</p> <p>②受付記録、会議録を作成し、委員会責任者が確認の後、居宅介護支援事業所に速やかに報告する。(書式の整理により速やかな報告が優先)</p> <p>※会議録別紙①参照</p>
	<p><b>緊急性ありの場合</b></p> <p>①利用者の安全確認を優先</p> <p>②早急に行政機関へ通報し介入依頼</p> <p>※ケアマネジャーがいる場合は、委員会判断を事前に伝達 但し、一度決めた委員会判断は変更しない</p> <p>※行政機関の虐待相談窓口については別紙資料②参照</p>
<p><b>【緊急性の判断基準】</b></p> <p><b>24 時間以内に安否確認が必要</b></p> <p>①家族等から暴力を受けている。うめき声や泣き声等を聞いた</p> <p>②必要な医療等が受けられず衰弱している</p> <p>③医療措置が必要なのに閉じ込められた状態</p> <p>④施設等から家族等が無理やり引き取り、家族等による加害が懸念</p> <p><b>立ち入り(行政の早急な介入)が必要</b></p> <p>⑤上記①～④の通報を受けたが、家族等の拒否、接触困難により、24 時間以内の安否確認ができなくなった。</p> <p>⑥虐待を受けている可能性が高く、家族等が面会に拒否的で実態の把握や要援護者の保護が困難</p> <p>⑦家族等の言動が不安定で一緒にいる要援護者の安否が懸念される。</p>	
<p><b>情報収集</b></p> <p><b>事実確認</b></p>	<p><b>相談を受けた時は、速やかに委員会が事実確認を行う</b></p> <p>確認事項:虐待の種類・程度、事実と経過、安全確認、身体・精神生活状況、養護者との関係、関係機関からの情報</p> <p><b>原則、現場訪問・要援護者に面会して確認</b></p> <p>複数名で訪問 訪問の際は、要援護者との信頼構築を最優先にし 確認事項は柔軟に対応。</p>

	<p><b>安全確認と本人保護を並行して実施</b></p> <p>(生命の危険性が高い場合) 要援護者の連れ出し、ショートステイの手配</p>	
<p><b>初動対応</b></p> <p><b>会議</b></p>	<p><b>虐待の有無・対応方針を決定</b></p> <p>参加者:委員会、相談対応者 その他委員会が必要とするもの(外部関係者・管理者など)</p> <p>検討内容:アセスメントの確認検討 支援方針・内容の協議 対応者(関係機関含む)の役割の確認・明確化 連絡体制(主担当者)の決定</p> <p>会議、支援計画の作成、確認</p>	
<p><b>行政へ報告</b></p> <p><b>(通報)</b></p>	<p><b>委員会の指示に基づき報告(通報)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明らかな勘違い等の虐待気配がない場合以外は報告</li> <li>・報告担当者・相手先・方法(口頭か書面かなど)を委員会が指定</li> </ul> <p>報告の結果も委員会が聞き取り</p>	
<p><b>支援実施</b></p>	<p><b>A</b></p> <p>虐待のおそれにとどまる。 虐待あり既存の枠組みで 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存サービス活用とケアプランの点検や見直し(の依頼)</li> <li>・用具や介護技術など、改善に質する方法 の情報提供</li> <li>・継続的な情報収集・経過観察</li> </ul>
	<p><b>B</b></p> <p>虐待あり、積極的な介入が 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関へ介入依頼・情報提供 (行政からの継続的な経過の聞き取り)</li> </ul>

<p>継続対応 会議 再アセス 点検</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変化する状況が無いが、委員会が継続的に情報収集(状況の再アセス)</li> <li>・状況の変化による支援方針変更の必要性の検証</li> <li>・委員会による支援方針の修正</li> </ul> <p>【行政機関等に委任の場合は、その会議参加・聴き取りで代替可】</p>
<p>事後 フォロー (再発防 止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応会議による評価をもとに委員会が支援終了を決定</li> <li>・要援護者のフォローアップ 再発防止のためにサービス利用、地域の見守りなど支援等を継続する。 継続支援の役割分担を明確化</li> <li>・計画的な虐待者のフォローアップ 継続的な状態観察、環境変更、研修実施など再発防止の取り組みを提案 虐待者が親族であった場合、なぜそのような行為に至ったのか日頃からの関わりの中で得た情報から分析していき再発防止策を検討する。</li> </ul>

この指針は、令和4年8月1日より施行する